

京都市告示第 2 3 6 号

京都市勸業館の指定管理者である株式会社京都産業振興センターから，京都市勸業館条例第 4 条第 1 項ただし書の規定に基づき，臨時休館について，次のとおり申請があったため，これを承認します。

平成 2 5 年 7 月 2 2 日

京都市長 門 川 大 作

1 臨時に休館する日

平成 2 5 年 8 月 1 9 日（月）及び同月 2 0 日（火）

2 休館の理由

特別高圧電力受変電設備の法定保守点検のため

（産業観光局商工部産業総務課）